

## 指 名 停 止 措 置 簿

### 1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社手箱建設	代表取締役 山中 哲哉	高知県知事許可 (般・特-2)第676号	吾川郡いの町戸中81-5

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年7月9日から令和7年7月22日まで (2週間)
指名停止の理由	<p>当該業者は、中央西土木事務所発注の「除雪第06-08-500国道194号外2路線除雪委託業務」において、安全管理の措置が適切ではなく、工事関係者に死亡者を生じさせたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第1の第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当 同要綱の取扱いの別表第1関係4の(3)(県発注工事に係る工事関係者事故)に該当</p>